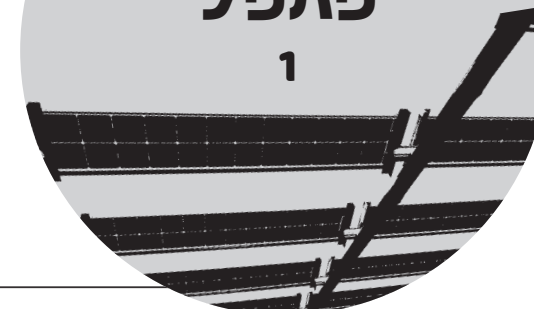


新連載

ソーラーシェアリングのノウハウ

1



ソーラーシェアリングとは、極めて簡単にいうと「畑の上での太陽光発電」なのですが、現在普及している一般的な太陽光発電とは、本質的な部分でその趣がずいぶんと異なります。私は環境の仕事に身を投じて30年、ソーラーシェアリングと出会って9年ほどになります。この9年間はほとんどの時間をソーラーシェアリングの実践と普及に費やしてきました。そのなかで学んだ本質と、様々な事例を通じて見えてきた可能性をお伝えできればと思います。

ソーラーシェアリングは「太陽光発電ビジネス」にあらず

東光弘 (市民エネルギーちば代表取締役)

「やっていいよ」から「推進」へ

2012年の7月、固定価格買取制度(FIT法)が発効しました。これは、再生可能エネルギー推進のため、発電した電気を一定価格で一定期間買い取ることを国が約束するもので、電力会社が買い取る費用の一部を電気使用者である国民から賦課金という形で集める制度です。

FIT法の発効から少し遅れて、13年3月31日付けの農水省通達によりソーラーシェアリングも条件付きで正式にスタートします。農地法上、それまでは農地の上で太陽光発電事業を行なうことは正式には認められませんでした。全国の

知的好奇心のある農家を中心に手探りでその方法を模索・実践し、お互いに情報交換をしながら本場に少しずつソーラーシェアリングは全国に広がっていったのです。

その後、許可件数は年々増加し、20年3月末時点で2653件(農水省発表)。現在は3000件を超えていることは確実です。当初は許可期間が3年とされ、営農に支障がなければ再許可される仕組みだったのが一部10年に緩和されたり、農水省から導入に関するハンドブックが発行されるなど、行政の後押しも年々本格化してきています。

最初の通達では「やっていいよ」と言

っているのか、「やっつてはダメなのよ」と言っているのか、どちらにでも取れるお役所ならではの文言で非常に戸惑いました。農業を疎かにした名ばかりのソーラーシェアリングが増えている実情もありますが、心ある方々の多くの優良事例に支えられ、現在では農水省や環境省の中でも重要な推進事項に出世しました。この間、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)報告にもあるように地球

温暖化は誰の目にも明らかになり、再生可能エネルギーの普及に関して国もこれまでとは違った姿勢を見せています。同時に、山を壊すタイプの太陽光発電の問題が社会的に認知され、「再生可能エネルギーは普及させなければならぬ」「でも適地がない」というジレンマからもソーラーシェアリングへの注目が日に日に高まってきています。

「シェア」の精神

全国に普及しつつあるなかで、様々なタイプのソーラーシェアリングが展開されています。私たち市民エネルギーちばでも、自家消費を中心とした10kWほどの発電をする木製架台を使った家庭の軒先タイプから、農家導入の基本となる低圧(小規模事業用)50~85kWタイプ(100~1500㎡)、1.2MW(3万4

市民エネルギーちばが取り組む3タイプのソーラーシェアリング

家庭の軒先タイプ 10kW程度



低圧タイプ 50~85kW*1



村おこし高圧タイプ 1.2~2.7MW



*1 直流のパネル容量。パワーコンディショナー容量は交流50kW未満。

